

**非居住者に係る金融口座情報の
自動的交換のための報告制度
(セルフチェックシート)**

令和4年7月
国 税 庁

本セルフチェックシートの目的

本セルフチェックシートは、平成 27 年度税制改正（平成 29 年 1 月 1 日施行）、令和 2 年度税制改正（令和 2 年 4 月 1 日及び令和 4 年 1 月 1 日施行）及び令和 4 年度税制改正（令和 4 年 4 月 1 日施行）の内容を反映しており、報告金融機関等の顧客等の居住地国等の特定から報告に至るまでの一連のプロセスに関し、報告金融機関等において当該業務に従事する方がその報告を行う際の事前・事後の確認用としてご使用いただくことを目的とするものです。

用語の意義

本セルフチェックシートにおいて使用している法令の省略名称と正式名称は、次のとおりです。

省略名称	正式名称
法	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）をいいます。
令	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和 62 年政令第 335 号）をいいます。
規	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和 44 年大蔵省、自治省令第 1 号）をいいます。
犯収法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）をいいます。
犯収規	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号）をいいます。

目次

0 対象報告事項の有無	1
1 総論.....	1
2 届出書の收受・確認等	5
(1) 届出書等に関する事項	5
(2) 免除規定	8
3 特定手続	9
(1) 個人既存低額特定取引に関する事項.....	9
(2) 個人既存高額特定取引に関する事項.....	10
(3) 法人既存特定取引に関する事項.....	11
(4) 免除規定	13
(5) 手続期限	15
4 再特定手続.....	16
(1) 法第10条の5第6項に基づくもの(提出済みの届出書等がある場合)	16
○ 再特定手続に関する事項	16
○ 手続期限.....	18
○ 適用関係.....	19
(2) 法第10条の5第7項に基づくもの(提出済みの届出書等がない場合)	19
○ 個人既存低額特定取引に関する事項.....	19
○ 個人既存高額特定取引に関する事項.....	22
○ 法人既存特定取引に関する事項.....	23
○ 手続期限.....	26
○ 適用関係.....	27
5 その他の規定	28
その他の規定に関する事項	28
6 報告事項の提供	31
(1) 報告事項に関する事項	31
(2) 手続期限	33
7 記録の作成・保存.....	34
記録の作成・保存に関する事項.....	34

報告金融機関等名: _____ (部署)
 作成者:(役職) _____ (氏名)

【ご回答に当たっての留意事項】

Q3からQ68を回答いただく際、各「確認内容」における質問事項に関し適切に処理している場合には、「はい」の欄に、そうでない場合には、「いいえ」の欄にチェックを入れてください。

また、各「確認内容」における質問事項が該当しない場合又は手続期限が未到来のため手続を完了していない場合など、「はい」又は「いいえ」の回答ができないときには、「非該当」の欄にチェックを入れてください。

0 対象報告事項の有無

No.	確認内容	確認結果
Q0	__年分の報告について、対象となる報告事項がありましたか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

1 総論

No.	確認内容	確認結果
Q1	<p>報告金融機関等のうち、どの報告金融機関等に該当しますか。</p> <p>また、以下のプルダウンリストの中から該当する報告金融機関等を選択してください（複数の報告金融機関等に該当する場合には、複数選択してください）。</p> <p>【参照条文】 ・令第6条の7第1項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
Q2	<p>特定取引のうち、どの特定取引に係る契約を締結していますか。</p> <p>また、以下のプルダウンリストの中から締結している特定取引に係る契約を選択してください（複数の特定取引に係る契約を締結している場合には、複数選択してください）。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

	<p>【参照条文】</p> <p>・令第6条の8、規第16条の8第2項</p>	
Q3-1	<p>Q1で令第6条の7第1項第3号から第6号に掲げる報告金融機関等のいずれかに該当すると回答した場合、各報告金融機関等の区分に応じて、以下の要件を満たしているかの確認を行いましたか。</p> <p>① 令第6条の7第1項第3号に掲げる報告金融機関等</p> <p>平成23年1月1日(海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者にあつては、平成30年1月1日)以後に開始する事業年度のうち、連続する3事業年度(個人である場合には、平成24年分(海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者にあつては、平成30年分)以後の年分のうち連続する3年間)において、以下のイ又はロの要件のいずれかを満たしていること</p> <p>イ 収入金額の合計額のうち、特定取引(令第6条の8第1号トからリまでに掲げるものに限り、)に係る契約に基づき管理する金銭又は有価証券につき、当該特定取引を行った者に提供した役務の対価の合計額の占める割合が20%以上であること</p> <p>ロ 収入金額の合計額のうち金融商品取引法第2条第8項各号に掲げる行為及び商品先物取引法第2条第22項各号に掲げる行為に係る収入金額の合計額の占める割合が50%以上であること</p> <p>② 令第6条の7第1項第4号から第6号までに掲げる報告金融機関等</p> <p>平成23年1月1日(同項第4号に掲げる法人、同項第5号に掲げる者に係る同号に規定する組合若しくは団体又は同項第6号に掲げる者に係る同号に規定する信託(以下、Q3-1において「投資法人等」といい、その財産の運用を海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者が同項第4号に規定する投資運用業として行う場合に限り、)にあつては、平成30年1月1日)以後に開始する当該投資法人等に係る事業年度又は計算期間のうち、連続する3事業年度又は3計算期間において、当該投資法人等の収入金額の合計額のうち有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資に係る収入金額の合計額の占める割合が50%以上であること</p> <p>【参照条文】</p> <p>・令第6条の7第1項、規第16条の7第1項</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 非該当</p>

Q3-2	<p>規第 16 条の 7 第 1 項 (Q3-1①又は②) の要件を最初に満たした期間の末日から 2 年を経過した日の属する年の 12 月 31 日 (以下、このセルフチェックシートにおいて「該当日」といいます。) の翌日から報告金融機関等に該当するものとしていますか。</p> <p>【参照条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令第 6 条の 7 第 2 項、規第 16 条の 7 第 2 項 	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q3-3	<p>規第 16 条の 7 第 1 項 (Q3-1①又は②) の要件を満たすことにより報告金融機関等に該当することとなった場合、特定取引を行う際、当該特定取引を行う者がそれを認識できるように必要な措置を講じていますか。</p> <p>【参照条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規第 16 条の 7 第 3 項 	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q 4	<p>規第 16 条の 8 第 1 項各号に掲げる取引 (※) のみを特定取引の対象から除いていますか (同号に掲げる取引以外を誤って特定取引の対象から除いていないですか)。</p> <p>※ なお、令和 2 年度税制改正により、その除外される取引の範囲につき、以下の変更が行われています (施行日：令和 2 年 4 月 1 日)。</p> <p>① <u>ストックオプション税制の適用を受けて取得される株式に係る取引の削除</u></p> <p>② <u>準拠法により事業体とされる遺産に関する新規届出書の記載事項及び報告事項の見直しに併せた一定の取引の追加</u></p> <p>【参照条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規第 16 条の 8 第 1 項 	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q 5	<p>令第 6 条の 9 第 1 項各号に掲げる法人 (※) を特定法人の対象外としていますか (同号に掲げる法人以外を誤って特定法人の対象外としていませんか)。</p> <p>※ なお、令和 2 年度税制改正により、<u>特定法人の対象外とされる法人の範囲</u>につき、以下の施行日の区分に応じ、以下の変更が行われています。</p> <p>① 令和 2 年 4 月 1 日</p> <p>外国の法令に準拠して設立された法人 (外国報告金融機関等を除きます。) で外国報告金融機関等以外の報告金融機関等に類するもの及び外国報告金融機関等のうち、外国 (報告対象国を除きます。) の法令に準拠して設立された<u>令第 6 条の 6 第 1 項第 5 号又は第 6 号 (令和 2 年度税制改正 (令和 4 年 1 月 1 日施行) 後の令第 6 条の 7 第 1 項第 5 号又は第 6 号に対応するもの)</u>に掲げる者に類するものの除外 (注 1)</p> <p>② 令和 4 年 1 月 1 日</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

	<p>イ 外国の法令に準拠して設立された法人（外国報告金融機関等を除きます。）で外国報告金融機関等以外の報告金融機関等に類するもの及び外国報告金融機関等のうち、規第 16 条の 9 第 1 項に規定する一定の租税条約等の相手国等である外国の法令に準拠して設立された令第 6 条の 7 第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる者（Q3-1②）に類するものの追加（注 2）</p> <p>ロ 法人の直前の事業年度が令第 6 条の 9 第 1 項第 10 号イ及びロに掲げる要件の全てに該当する場合における当該法人を同号に掲げる法人とする変更</p> <p>ハ その設立の日以後 2 年を経過していない法人であって、その事業を開始していないもの（外国（注 3）の法令に準拠して設立された令第 6 条の 7 第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる者（Q3-1②）に類する法人を除きます。）の追加（注 2）</p> <p>（注 1） 特定法人の対象外である法人から除外されることとなるため、これらの法人は、施行日以後、特定法人に該当します。</p> <p>（注 2） 特定法人の対象外である法人に追加されることとなるため、これらの法人は、施行日以後、特定法人に該当しません。</p> <p>（注 3） 報告対象国及び②イの租税条約等の相手国等を除きます。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・ 令第 6 条の 9、規第 16 条の 9</p>	
--	---	--

2 届出書の收受・確認等

(1) 届出書等に関する事項

No.	確認内容	確認結果
Q 6	<p>新規届出書、任意届出書及び異動届出書（以下、「2 届出書の收受・確認等」において「届出書等」といいます。）の各様式について、以下の届出書の区分に応じ、以下の記載事項が全て網羅されていますか。</p> <p>① 新規届出書 次の事項</p> <p>イ 特定取引を行う者（特定取引を行う者が特定組合員等である場合には、当該特定取引をその業務として行う当該特定組合員等に係る組合等をいいます。ロ及びハにおいて同じです。）の氏名、住所及び生年月日又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地</p> <p>ロ 特定取引を行う者（※）の居住地国の名称及び当該居住地国（外国に限ります。）においてその者の納税者番号がある場合には、当該納税者番号</p> <p>※ 以下の場合には、それぞれ以下のものとなります。</p> <p>i 特定取引を行う者が特定信託受託者である場合 当該特定信託受託者</p> <p>ii 特定取引を行う者が遺産法人等である場合 当該遺産法人等に係る被相続人</p> <p>ハ 特定取引を行う者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域とロの居住地国が異なる場合には、その事情の詳細</p> <p>ニ 特定取引を行う者が特定組合員等である場合には、当該特定組合員等の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（当該特定組合員等が特定信託受託者である場合には、その旨も含まれます。）</p> <p>ホ 特定取引を行う者が遺産法人等である場合には、当該遺産法人等に係る被相続人の氏名、その死亡の時にける住所及び生年月日</p> <p>ヘ 特定取引を行う者が特定法人である場合には、その旨</p> <p>ト への場合において、当該特定法人に係る実質的支配者があるときは、当該実質的支配者に係るイからハまでの事項</p> <p>チ トの場合において、当該特定法人が内国法人であり、かつ、当該特定法人に係る実質的支配者の居住地国が外国であるときは、当該特定法人の法人番号（当該特定法人が法人番号を有する場合に限ります。）</p> <p>リ 特定取引が令第6条の8第1号トに掲げる信託に係る契約の締結である場合には、当該信託の受益者に係るイからハまでの事項</p> <p>ヌ 特定取引を行う者が報告対象外となる者に該当する場合には、その旨及びその該当する事実</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 非該当</p>

	<p>ル その他参考となるべき事項</p> <p>② 任意届出書 次の事項</p> <p>イ ①のイからルまでの事項</p> <p>ロ 特定取引に係る契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号</p> <p>③ 異動届出書 次の事項</p> <p>イ 法第 10 条の 5 第 4 項の異動を生じた後の①のイからルまでの事項</p> <p>ロ 同項に規定する異動を生じた場合に該当することとなる前に提出された届出書等に記載された事項（その異動を生じたものに限りません。）</p> <p>【参照条文】</p> <p>・法 10 条の 5 第 1 項前段、第 3 項前段、第 4 項、規第 16 条の 2 第 1 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 16 条の 5 第 2 項</p>	
Q 7	<p>新規特定取引を行う者から、その特定取引を行う際に、規第 16 条の 2 第 1 項（Q 6①）の事項を記載した新規届出書の提出を受けていますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・法第 10 条の 5 第 1 項前段</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q8-1	<p>特定取引に係る契約の契約者の変更があった場合には、当該変更により新たに契約を締結する者から、新規特定取引を行う者として、新規届出書の提出を受けていますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・令第 6 条の 13 前段</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q8-2	<p>Q8-1 の場合において、当該変更により当該特定取引に係る契約を締結していた者については、当該契約を終了したのものとして、法第 10 条の 6 の規定を適用し、報告事項の提供を行っていますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・令第 6 条の 13 後段</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q 9	<p>新規届出書の提出を受けたとき、当該届出書に記載されている事項が、その特定取引を行う際にその者から提出又は提示を受けた他の書類（例：犯収法に基づく本人確認書類（運転免許証等））の内容と合致していることを確認していますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・法第 10 条の 5 第 1 項後段、規第 16 条の 2 第 3 項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

<p>Q10</p>	<p>任意届出書の提出を受けたとき、当該届出書に記載されている事項が、その提出の際に提示を受けた居住地国確認書類（例：（個人の場合）住民票の写し等、（法人の場合）登記事項証明書等）の内容と合致していることを確認していますか（※）。</p> <p>※ 任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示の要求が必要な場面については、「3 特定手続」及び「4 再特定手続」の項目をご覧ください。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・法第10条の5第3項後段、規第16条の4第3項</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 非該当</p>
<p>Q11</p>	<p>以下の事項に異動が生じた場合に異動届出書の提出を受けていますか。</p> <p>① 特定取引を行う者の居住地国の異動に関する事項</p> <p>② 特定法人該当性に係る事項</p> <p>③ 特定法人（※1）に係る実質的支配者該当性に関する事項（※2）</p> <p>④ 特定法人（※1）に係る実質的支配者の居住地国の異動に関する事項</p> <p>⑤ 報告対象外となる者該当性に関する事項</p> <p>※1 犯収法又は犯収規に基づき、当該特定法人に係る実質的支配者につき一定の確認等を行っていた場合に限りします。</p> <p>※2 当該特定法人に係る実質的支配者の追加・変更・削除を含みます。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・法第10条の5第4項、規第16条の5第1項</p> <p>・犯収法第4条第1項、第2項、犯収規第20条第1項第24号、第3項</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 非該当</p>
<p>Q12</p>	<p>異動届出書の提出を受けたとき、当該届出書に記載されている事項が、その者から提出又は提示を受けた（異動届出書以外の）他の書類の内容と合致していることを確認していますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・法第10条の5第5項、規第16条の5第3項</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 非該当</p>
<p>Q13</p>	<p>届出書等の提出を受けた場合において、当該届出書等の提出を行った者が法人番号を有する内国法人である特定法人で、その実質的支配者の居住地が外国であるときは、その提出の際、当該特定法人から法人番号確認書類（例：法人番号通知書等）の提示を受け、当該届出書等に記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を、その提示された法人番号確認書類により確認していますか（※）。</p> <p>※ なお、当該届出書等に記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号につき、「国税庁法人番号公表サイト」において公表された当該届出書等の提出をする者の名称、本店又は主たる事務所の所在地</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 非該当</p>

	<p>及び法人番号と同じであることの確認をした場合には、法人番号確認書類の提示を受ける必要はなく、また当該法人番号確認書類による確認をする必要もありません。）</p> <p>【参照条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令第6条の2第1項、第2項、第6条の4第1項、第2項 	
--	--	--

(2) 免除規定

No.	確認内容	確認結果
Q14	<p>令第6条の2第3項及び第4項に規定する新規届出書の提出の免除に関する特例を適用する場合、以下の要件のいずれも満たしていることを確認していますか。</p> <p>① 犯収法第4条第3項の規定により、新規特定取引を行う際、同条第1項又は第2項（これらの規定を同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定による確認を行っていないこと</p> <p>② ①のほか、新規特定取引を行う際、その他法令の規定により、既存特定取引を行った者に関する情報として規第16条の2第1項第1号から第10号まで（Q6①イからヌまで）の事項の更新の手続を行っていないこと</p> <p>【参照条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令第6条の2第3項、第4項、第6条の12、規第16の2第1項第1号から第10号まで ・ 犯収法第4条第1項、第2項、第3項、第5項 	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

3 特定手続

(1) 個人既存低額特定取引に関する事項

No.	確認内容	確認結果
Q15-1	<p>個人既存低額特定取引契約者について、保有する特定取引データベースにおいて当該個人既存低額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報を検索していますか。</p> <p>【参照条文】 ・令第6条の3第1項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q15-2	<p>Q15-1による検索をした場合において、個人既存低額特定取引契約者に係る令第6条の3第24項第5号イに掲げる住所等所在地国情報（例：現在の住所等）があったときは、当該個人既存低額特定取引契約者に係る各住所等所在地国情報に基づき、当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を、それぞれ特定していますか。</p> <p>【参照条文】 ・令第6条の3第2項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q15-3	<p>Q15-1による検索をした場合において、個人既存低額特定取引契約者に係る令第6条の3第24項第5号ロに掲げる住所等所在地国情報（例：私書箱等）のみがあったときは、保存している特定取引契約関係書類により、当該個人既存低額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報があるかどうかを確認していますか（※）。</p> <p>※ なお、当該個人既存低額特定取引契約者の記録情報（例：記録にある個人既存低額特定取引契約者の住所又は居所）をQ15-1の検索をした特定取引データベースに記録及び保存することとしている場合には、当該個人既存低額特定取引契約者に係る記録情報のうち、その記録及び保存することとしているものについては、当該確認の必要はありません。</p> <p>【参照条文】 ・令第6条の3第3項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q15-4	<p>Q15-3の確認を行った場合において、令第6条の3第24項第5号イに掲げる住所等所在地国情報があったときは、当該個人既存低額特定取引契約者に係る各住所等所在地国情報に基づき、当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を、それぞれ特定していますか。</p> <p>【参照条文】 ・令第6条の3第4項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

Q15-5	<p>Q15-3の確認を行った場合において、令第6条の3第24項第5号イに掲げる住所等所在地国情報のいずれもないときは、当該個人既存低額特定取引契約者に対して、任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示を求めよう求めていますか。</p> <p>【参照条文】 ・令第6条の3第5項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q15-6	<p>不記録口座 (Q59③の契約をいいます。このセルフチェックシートにおいて同じです。)として報告する場合を、Q15-5の任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかったときに限っていますか。</p> <p>【参照条文】 ・令第6条の14第3項第1号</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q16	<p>個人既存低額特定取引契約者について、居住地住所テスト (令第6条の3第6項に規定する特定手続をいいます。)により、住所等所在地国と認められる国又は地域を特定する場合を、保存している記録に証拠書類 (例: 国民健康保険の被保険者証) に基づく当該個人既存低額特定取引契約者の現在の住所又は居所の記録があるときに限っていますか。</p> <p>【参照条文】 ・令第6条の3第6項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

(2) 個人既存高額特定取引に関する事項

No.	確認内容	確認結果
Q17-1	<p>個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報について、以下の全ての特定手続を実施していますか。</p> <p>① 保有する特定取引データベースの検索 ② 保存している特定取引契約関係書類の確認 (※) ③ 特定業務担当者からの聴取</p> <p>※ なお、当該個人既存高額特定取引契約者の記録情報 (例: 記録にある個人既存高額特定取引契約者の住所又は居所) を①の検索をした特定取引データベースに記録及び保存することとしている場合には、当該個人既存高額特定取引契約者に係る記録情報のうち、その記録及び保存することとしているものについては、当該確認の必要はありません。</p> <p>【参照条文】 ・令第6条の3第7項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

Q17-2	<p>Q17-1の検索、確認及び聴取をした場合において、当該個人既存高額特定取引契約者に係る令第6条の3第24項第5号イに掲げる住所等所在地国情報があったときは、当該検索、確認及び聴取ごとの当該個人既存高額特定取引契約者に係る各住所等所在地国情報に基づき、当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を、それぞれ特定していますか。</p> <p>【参照条文】 ・令第6条の3第8項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q17-3	<p>Q17-1の検索、確認及び聴取をした場合において、当該個人既存高額特定取引契約者に係る令第6条の3第24項第5号ロに掲げる住所等所在地国情報のみがあったときは、任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示をすよう求めていますか。</p> <p>【参照条文】 ・令第6条の3第9項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q17-4	<p>不記録口座として報告する場合を、Q17-3の任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかったときに限っていますか。</p> <p>【参照条文】 ・令第6条の14第3項第2号</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

(3) 法人既存特定取引に関する事項

No.	確認内容	確認結果
Q18-1	<p>法人既存特定取引契約者について、保存している記録により当該法人既存特定取引契約者等に係る本店所在地国情報があるかどうかの確認をしていますか。</p> <p>【参照条文】 ・令第6条の3第10項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q18-2	<p>Q18-1の確認をし、当該法人既存特定取引契約者等に係る本店所在地国情報があった場合には、当該本店所在地国情報に基づき、当該法人既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定していますか。</p> <p>【参照条文】 ・令第6条の3第10項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q19-1	<p>Q18の特定手続により住所等所在地国と認められる国又は地域を特定し</p>	<input type="checkbox"/> はい

	<p>た法人既存特定取引契約者について、以下の確認を行っていますか。</p> <p>① 犯収法又は犯収規に基づく当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者についての一定の確認等の実施の有無の確認</p> <p>② 保存している記録による当該法人既存特定取引契約者（人格のない社団等を除きます。Q19-2において同じです。）の特定法人該当性の確認</p> <p>【参照条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令第6条の3第11項、第12項、規第16条の3第6項 ・犯収法第4条第1項、第2項、犯収規第20条第1項第24号、第3項 	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q19-2	<p>Q19-1②の確認において、保存記録又は公開情報により、当該法人既存特定取引契約者が特定法人に該当しないことを確認したときを除き、当該法人既存特定取引契約者は特定法人に該当するものとしていますか。</p> <p>【参照条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令第6条の3第12項 	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q19-3	<p>Q19-1の確認により、以下の2つの事実を確認した場合には、当該法人既存特定取引契約者を特定法人に該当するものとして、当該法人既存特定取引契約者に対して、任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示を求めよう求めていますか（※）。</p> <p>① 当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者についての一定の確認等を行っていたこと</p> <p>② 当該法人既存特定取引契約者が特定法人に該当すること（Q19-2の保存記録又は公開情報により、当該法人既存特定取引契約者が特定法人に該当しないことを確認していないことにより、特定法人に該当するものとする場合を含みます。）</p> <p>※ なお、Q19-1②の確認により特定法人に該当するものとされた当該法人既存特定取引契約者（その締結している特定取引に係る契約に係る特定取引契約資産額が平成28年12月31日（又は該当日）において、1億円以下である場合における当該特定取引に係る契約を締結しているものに限り、）に係る犯収法規に基づく確認記録等を保存している場合には、当該届出書及び当該書類の提示の要求を行わず、当該確認記録等（直近の住所等所在地国情報に係る部分に限り、）に基づいて当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定することができます。</p> <p>【参照条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令第6条の3第11項、第12項、第14項、第6条の12、規第16条の3第6項、第7項 	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

	<p>・ 犯収法第 4 条第 1 項、第 2 項、第 6 条第 1 項、犯収規第 20 条第 1 項第 24 号、第 3 項</p>	
Q19-4	<p>Q19-3 の任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかったときは、保存している記録により当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者に係る住所等所在地国情報があるかどうかを確認していますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・ 令第 6 条の 3 第 13 項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q19-5	<p>Q19-4 の確認によって当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国情報があった場合には、各住所等所在地国情報に基づいて、当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域を、それぞれ特定していますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・ 令第 6 条の 3 第 13 項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

(4) 免除規定

No.	確認内容	確認結果
Q20-1	<p>令第 6 条の 3 第 15 項に規定する保険契約等に係る特定手続の特例を適用する場合、以下のいずれかの要件を満たしていることを確認していますか。</p> <p>① 全ての報告対象国の法令により、その国又は地域に住所を有する個人との間で保険契約等を締結することが認められていないこと</p> <p>② 全ての報告対象国の法令により、保険業又は共済に関する事業の免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含みます。以下、Q20-1 において同じです。）を受けないで、その国又は地域に住所を有する個人との間で保険契約等を締結することが認められておらず、かつ、本セルフチェックシートの回答者である報告金融機関等（以下「回答報告金融機関等」といいます。）が全ての報告対象国において当該免許を受けたことがないこと</p> <p>【参照条文】</p> <p>・ 令第 6 条の 3 第 15 項、第 6 条の 12</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q20-2	<p>Q20-1 の特例を適用した場合において、平成 29 年 1 月 1 日（又は該当日の翌日）以後にその①又は②の要件のいずれにも該当しないこととなったときは、当該保険契約等に該当する特定取引に係る契約につき、住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続を行うこととしていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

	<p>【参照条文】</p> <p>・令第6条の3第15項、第6条の12</p>	
Q21-1	<p>令第6条の3第16項に規定する法人既存特定取引契約者に係る特定手続の特例を適用する場合、平成28年12月31日（又は該当日）における法人既存特定取引契約者と締結している契約に係る特定取引に係る特定取引契約資産額が2,500万円以下であることを確認していますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・令第6条の3第16項、第6条の12</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q21-2	<p>Q21-1の特例を適用した場合において、その適用をした契約に係る平成29年1月1日（又は該当日の翌日）以後の年の12月31日における特定取引に係る特定取引契約資産額が2,500万円を超えることとなったときは、当該特定取引に係る契約につき、住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続を行うこととしていますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・令第6条の3第16項、第6条の12</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q22-1	<p>令第6条の3第17項に規定する一定期間取引等がない特定取引（保険契約等に基づく年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限り、）の支払を除きます。以下、Q22-1及びQ27において同じです。）に係る特定手続の特例を適用する場合、以下の全ての要件を満たしていることを確認していますか。</p> <p>① 平成29年1月1日（又は該当日の翌日）前3年以内に当該特定取引を行った者との間で当該特定取引に係る払出し、譲渡その他の取引がないこと</p> <p>② 平成29年1月1日（又は該当日の翌日）前6年以内に当該特定取引を行った者との間で電話その他の方法による当該特定取引を行った者からの通信がないこと</p> <p>③ 平成28年12月31日（又は該当日）における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が10万円以下であること</p> <p>【参照条文】</p> <p>・令第6条の3第17項、令第6条の12</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q22-2	<p>Q22-1の特例を適用した場合において、平成29年1月1日（又は該当日の翌日）以後、その①の取引又は②の通信を行ったときは、当該特定取引に係る契約につき、住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続を行うこととしていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

	<p>【参照条文】</p> <p>・令第6条の3第17項、第6条の12</p>	
--	---	--

(5) 手続期限

No.	確認内容	確認結果
Q23	<p>個人既存低額特定取引契約者（Q15 及び Q16）及び法人既存特定取引契約者（Q18 及び Q19）に係る特定手続については、平成30年12月31日（又は該当日から2年を経過する日）までに実施していますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・法第10条の5第2項、第10条の5第11項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q24	<p>個人既存高額特定取引契約者（Q17）に係る特定手続については、平成29年12月31日（又は該当日から1年を経過する日）までに実施していますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・令第6条の3第23項第1号、第6条の12</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q25	<p>Q20-2 の場合の特定手続については、Q20-1① 又は ② の要件のいずれにも該当しないこととなった日から2年を経過する日（その該当しなくなった日における当該保険契約等に係る特定取引契約資産額が1億円を超えるものについては、1年を経過する日）までに実施していますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・令第6条の3第23項第2号、第6条の12</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q26	<p>Q21-2 の場合の特定手続については、特定取引に係る特定取引契約資産額が2,500万円を超えることとなった日の属する年の翌年の12月31日までに実施していますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・令第6条の3第23項第3号、第6条の12</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q27	<p>Q22-2 の場合の特定手続については、Q22-1① 又は ② の取引又は通信を行うこととなった日から2年を経過する日（当該取引又は通信を行うこととなった日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が1億円を超えるものについては、同日から1年を経過する日）までに実施していますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・令第6条の3第23項第4号、第6条の12</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

4 再特定手続

(1) 法第 10 条の5第6項に基づくもの(提出済みの届出書等がある場合)

○ 再特定手続に関する事項

No.	確認内容	確認結果
Q28-1	<p>新規届出書、任意届出書又は異動届出書（以下、「(1) 法第 10 条の 5 第 6 項に基づくもの（提出済みの届出書等がある場合）」において「届出書等」といいます。）を提出した特定対象者（特定法人に係る実質的支配者を除きます。Q28-1 から Q28-3 までにおいて同じです。）について、保存している記録に追加される、当該特定対象者の居住地国と異なることを示す新情報を取得した場合には、当該届出書等を提出した者に対し異動届出書の提出の要求をしていますか。</p> <p>【参照条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第 10 条の 5 第 6 項前段、令第 6 条の 5 第 1 項前段 	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q28-2	<p>Q28-1 の要求をした場合において、当該異動届出書の提出がなかったときは、Q28-1 の新情報に基づき、当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をしていますか。</p> <p>【参照条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令第 6 条の 5 第 1 項前段 	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q28-3	<p>Q28-1 の要求又は Q28-2 の特定の時から異動届出書の提出までの間に、当該要求又は特定の基因となった特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域と異なることを示す新情報を取得した場合も、Q28-1 と同様に異動届出書の提出の要求をし、当該異動届出書の提出がなかったときは、Q28-2 と同様に住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をしていますか。</p> <p>【参照条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第 10 条の 5 第 6 項後段、令第 6 条の 5 第 1 項後段 	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q29-1	<p>保存している記録に追加される、以下の新情報を取得した場合、届出書等を提出した者に対し、異動届出書の提出の要求をしていますか。</p> <p>① 特定対象者（特定取引を行った法人に限ります。）が特定法人に該当するかどうかに関する新情報</p> <p>② 特定対象者（特定法人に限ります。）に実質的支配者があるかどうか（※）に関する新情報</p> <p>※ 当該特定法人に係る実質的支配者の追加・変更・削除を含みます。</p> <p>【参照条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第 10 条の 5 第 6 項前段、令第 6 条の 5 第 2 項前段 	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

Q29-2	<p>Q29-1の異動届出書の提出がなかったときは、保存している記録により特定対象者（犯収法又は犯収規に基づき、法人に係る実質的支配者につき一定の確認等を行っていた場合の当該法人に限ります。以下、Q29-2において同じです。）に係る実質的支配者に係る住所等所在地国情報があるかどうかを確認し、当該特定対象者に係る実質的支配者の住所等所在地国情報があった場合には、各住所等所在地国情報に基づき、当該特定対象者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域を、それぞれ特定していますか。</p> <p>【参照条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令第6条の5第2項前段 ・犯収法第4条第1項、第2項、犯収規第20条第1項第24号、第3項 	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q29-3	<p>Q29-1の要求又はQ29-2の特定の時から異動届出書の提出までの間に、Q29-1①又は②の新情報（当該要求又は特定の基因となったものに限ります。）を取得した場合も、Q29-1と同様に異動届出書の提出の要求をし、当該異動届出書の提出がなかったときは、Q29-2と同様に住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をしていますか。</p> <p>【参照条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第10条の5第6項後段、令第6条の5第2項後段 	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q30-1	<p>届出書等の提出があった特定対象者（特定法人に係る実質的支配者に限ります。以下、Q30-1及びQ30-3において同じです。）につき、保存している記録に追加される、当該特定対象者の居住地国と異なることを示す新情報（住所等所在地国情報に限ります。）を取得した場合には、当該届出書等を提出した者に対し、異動届出書の提出の要求をしていますか。</p> <p>【参照条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第10条の5第6項前段、令第6条の5第3項前段 	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q30-2	<p>Q30-1の異動届出書の提出がなかったときは、Q30-1の新情報に基づき、当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をしていますか。</p> <p>【参照条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令第6条の5第3項前段 	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q30-3	<p>Q30-1の要求又はQ30-2の特定（Q29-2の特定を含みます。以下、Q30-3において同じです。）の時から異動届出書の提出までの間に、当該要求又は特定の基因となった特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域と異なることを示す新情報を取得した場合も、Q30-1と同様に異動届出書の提出の要求をし、当該異動届出書の提出が無かったときは、Q30-2と同様に住</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

	<p>所等所在地国と認められる国又は地域の特定をしていますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・法第10条の5第6項後段、令第6条の5第3項後段</p>	
Q31	<p>Q29-1①の特定対象者につき、Q29-1①の新情報を取得したことにより、届出書等を提出した者に対し、異動届出書の提出の要求をした場合において、当該異動届出書の提出がなかったときは、当該要求の時から当該異動届出書の提出までの間は、当該特定対象者は特定法人に該当するものとして、Q29及びQ30の特定手続を実施していますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・令第6条の5第4項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q32-1	<p>届出書等を提出した特定対象者（特定取引を行った法人に限ります。）につき、保存している記録に追加される、報告対象外となる者に該当するかどうかに関する新情報を取得した場合、当該届出書等を提出した者に対し、異動届出書の提出の要求をしていますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・法第10条の5第6項前段、令第6条の5第5項前段</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q32-2	<p>Q32-1の異動届出書の提出を要求した場合において、当該異動届出書の提出がなかったときは、届出書等を提出した者は報告対象外となる者に該当しないものとして、報告事項の提供を行っていますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・令第6条の5第5項前段</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q32-3	<p>Q32-1の要求の時から異動届出書の提出までの間に、当該要求の基因となった報告対象外となる者に該当するかどうかに関する新情報を取得した場合も、Q32-1と同様に異動届出書の提出を要求し、当該異動届出書の提出がなかったときは、Q32-2と同様に報告事項の提供を行っていますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・法第10条の5第6項後段、令第6条の5第5項後段</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

○ 手続期限

No.	確認内容	確認結果
Q33	<p>Q28-1、Q29-1、Q30-1 又は Q32-1 の新情報（特定取引を行う者の居住地国の異動に関する事項、特定法人該当性に係る事項、特定法人に係る実質的支配者該当性に関する事項（※）、特定法人に係る実質的支配者の居住地国の</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

	<p>異動に関する事項又は報告対象外となる者該当性に関する事項と異なることを示す新情報)を取得した場合には、その取得の属する年の12月31日又はその取得の日から3月を経過する日までに、それぞれQ28-1、Q29-1、Q30-1又はQ32-1の異動届出書の提出の要求をし、当該異動届出書の提出がなかったときは、Q28-2、Q29-2又はQ30-2の住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続を行っていますか。</p> <p>また、個人(特定組合員等である個人を除きます。)の特定取引に係る契約についてQ28-1の新情報を取得した場合には、上述の期限に関わらず、その取得の日から3月を経過する日までに、届出書等を提出した者に対して、Q28-1の異動届出書の提出の要求をし、当該異動届出書の提出がなかったときは、Q28-2の住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続を行っていますか。</p> <p>※ 当該特定法人に係る実質的支配者の追加・変更・削除を含みます。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・法第10条の5第6項前段、令第6条の5第7項</p>	
--	--	--

○ 適用関係

No.	確認内容	確認結果
Q34	<p>Q28-1からQ32-3までの特定手続については、令和4年1月1日以後に新情報を取得した場合に該当する場合に実施していますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・所得税法等の一部を改正する法律(令和2年3月31日法律第8号)附則第132条第3項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

(2) 法第10条の5第7項に基づくもの(提出済みの届出書等がない場合)

○ 個人既存低額特定取引に関する事項

No.	確認内容	確認結果
Q35	<p>令第6条の3第2項若しくは第4項(Q15-2又はQ15-4)の特定手続(令第6条の6第5項(Q38)の再特定手続において準用する場合を含みます。)又はQ35からQ37までの再特定手続により、個人既存低額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報又は新情報(令第6条の3第24項第5号イに掲げるものに限ります。以下、Q35において「既存住所等所在地国情報」といいます。)に基づき、当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした場合において、保存している記録に追加される、当該特定をした国又は地域と異なることを示す新情報(同号イに掲げるもの</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

	<p>に限ります。以下、Q35において「新規住所等所在地国情報」といいます。)を取得したときは、以下の場合の区分に応じてそれぞれに定めるところにより、当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定していますか。</p> <p>① 当該既存住所等所在地国情報と同一の種類の新規住所等所在地国情報を取得した場合 当該特定をした当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域に代えて、当該新規住所等所在地国情報に基づき当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定すること</p> <p>② 当該既存住所等所在地国情報と異なる種類の新規住所等所在地国情報を取得した場合 当該新規住所等所在地国情報に基づき当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定すること</p> <p>【参照条文】 ・令第6条の6第2項</p>	
Q36-1	<p>居住地住所テスト（令第6条の3第6項に規定する特定手続をいいます。）により、個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定した場合において、以下の場合のいずれかに該当することとなった場合には、任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示を要求していますか。</p> <p>① 令第6条の6第18項第1号に掲げる場合（その基となった証拠書類の有効期間が経過した場合（例：国民健康保険の被保険者証の提示を受けた日から5年間の経過した場合））</p> <p>② 保存している記録に追加される当該特定をした国又は地域と異なることを示す新情報を取得した場合</p> <p>【参照条文】 ・令第6条の6第1項、第3項、第18項第1号、規第16の6第3項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q36-2	<p>Q36-1の要求をした場合において、当該任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示がなかったときは、居住地住所テストにより特定した住所等所在地国と認められる国又は地域に代えて、令第6条の3第1項から第4項まで（Q15-1からQ15-4まで）の特定手続に準じて個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定していますか。</p> <p>【参照条文】 ・令第6条の6第3項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q37	<p>個人既存低額特定取引契約者について、令第6条の3第2項又は第4項(Q</p>	<input type="checkbox"/> はい

	<p>15-2 又は Q15-4) の特定手続により当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域が特定されなかった場合において、保存している記録に追加される、住所等所在地国と認められる国又は地域を示す新情報（令第6条の3第24項第5号イに掲げるものに限ります。Q37において同じです。）を取得したときは、当該新情報に基づき、当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定していますか。</p> <p>【参照条文】 ・令第6条の6第4項</p>	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q38	<p>個人既存低額特定取引契約者について、令第6条の3第2項又は第4項（Q15-2 又は Q15-4）の特定手続により当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域が特定されなかった場合において、保存している記録に追加される、住所等所在地国と認められる国又は地域を示す新情報（令第6条の3第24項第5号ロに掲げるものに限ります。）のみを取得したときは、令第6条の3第3項から第5項まで（Q15-3 から Q15-5 まで）の特定手続を実施していますか。</p> <p>【参照条文】 ・令第6条の6第5項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q39	<p>平成29年以後（又は該当日の属する年の翌年以後）の各年の12月31日において、個人既存低額特定取引契約者の特定取引に係る契約に係る当該各年の12月31日における特定取引契約資産額が、平成29年12月31日（又は該当日から1年を経過する日）以後最初に1億円を超えることとなった場合、令第6条の3第7項から第9項まで（Q17-1 から Q17-3 まで）の特定手続を実施していますか。</p> <p>【参照条文】 ・令第6条の6第15項、第18項第4号、令第6条の12</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q40	<p>令第6条の2第3項（Q14）の新規届出書の提出の免除に関する特例の適用がある場合において、同項の既存特定取引を行った者（個人既存低額特定取引契約者に限ります。）が当該特定がされた日の属する年以後の各年の12月31日において報告金融機関等との間で締結している当該既存特定取引に係る契約に係る当該各年の12月31日における特定取引契約資産額と令第6条の2第3項の新規特定取引に係る当該各年の12月31日における特定取引契約資産額との合計額が、当該特定がされた日の属する年の12月31日以後最初に1億円を超えることとなったときは、令第6条の3第7項から第9項まで（Q17-1 から Q17-3 まで）の特定手続を実施していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

	【参照条文】 ・令第6条の6第15項、第18項第5号	
--	-------------------------------	--

○ 個人既存高額特定取引に関する事項

No.	確認内容	確認結果
Q41	<p>令第6条の3第8項(Q17-2)の特定手続又はQ41若しくはQ42の再特定手続により、個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報又は新情報(同条第24項第5号イに掲げるものに限り、以下、Q41において「既存住所等所在地国情報」といいます。)に基づき、当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした場合において、保存している記録に追加される、当該特定をした国若しくは地域と異なることを示す新情報(同号イに掲げるものに限り、以下、Q41において「新規住所等所在地国情報」といいます。)を取得したとき、又は特定業務担当者が新規住所等所在地国情報を取得したときは、以下の場合の区分に応じてそれぞれに定めるところにより、当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定を行っていますか。</p> <p>① 当該個人既存高額特定取引契約者に係る既存住所等所在地国情報と同一の種類の新規住所等所在地国情報を取得した場合 当該特定をした当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域に代えて、当該個人既存高額特定取引契約者に係る新規住所等所在地国情報に基づき当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定すること</p> <p>② 当該個人既存高額特定取引契約者に係る既存住所等所在地国情報と異なる種類の新規住所等所在地国情報を取得した場合 当該個人既存高額特定取引契約者に係る新規住所等所在地国情報に基づき当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定すること</p> <p>【参照条文】 ・令第6条の6第6項、第18項第2号</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q42	<p>個人既存高額特定取引契約者について、令第6条の3第8項の規定(Q17-2)による当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域が特定されなかった場合において、保存している記録に追加される、住所等所在地国と認められる国若しくは地域を示す新情報(同条第24項第5号イに掲げるものに限り、以下、Q42において同じです。)を取得したとき、又は特定業務担当者が新情報を取得したときは、当該新情報に基づき、当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

	を特定していますか。 【参照条文】 ・令第6条の6第7項、第18項第3号	
Q43	個人既存高額特定取引契約者について、令第6条の3第8項の規定（ Q17-2 ）による当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域が特定されなかった場合において、保存している記録に追加される、住所等所在地国と認められる国若しくは地域を示す新情報（同条第24項第5号口に掲げるものに限ります。以下、Q43において同じです。）のみを取得したとき、又は特定業務担当者が当該新情報のみを取得したときは、同条第9項に規定する手続（ Q17-3 の特定手続）を実施していますか。 【参照条文】 ・令第6条の6第8項、第18項第3号	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

○ 法人既存特定取引に関する事項

No.	確認内容	確認結果
Q44-1	令第6条の3第10項（ Q18-1 及び Q18-2 ）の特定手続又は令第6条の6第9項若しくは第10項（Q44-1から Q45 まで）の再特定手続により住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした法人既存特定取引契約者等について、保存している記録に追加される当該特定をした国又は地域と異なることを示す新情報を取得した場合、当該法人既存特定取引契約者等（組合等である場合にあっては、当該組合等に係る特定組合員等）に対し、任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示を要求していますか。 【参照条文】 ・令第6条の6第1項、第9項	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q44-2	Q44-1 による任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示を要求した場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかったときは、 Q44-1 の新情報に基づき当該法人既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定を行っていますか。 【参照条文】 ・令第6条の6第9項	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q45-1	法人既存特定取引契約者等（第6条の3第10項の規定（ Q18-1 ）による住所等所在地国と認められる国又は地域が特定されなかったものに限ります。）について、保存している記録に追加される住所等所在地国と認められる国又は地域を示す新情報を取得した場合、当該法人既存特定取引契約者（組合等	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

	<p>である場合にあつては、当該組合等に係る特定組合員等) に対し、任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示を要求していますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・令第6条の6第1項、第10項</p>	
Q45-2	<p>Q45-1 による任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示を要求した場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかったときは、Q45-1 の新情報に基づいて、法人既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定を行っていますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・令第6条の6第10項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q46-1	<p>令第6条の3第10項 (Q18-1 及びQ18-2) の特定手続又は令第6条の6第9項若しくは第10項 (Q44 及びQ45) の再特定手続により住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした法人既存特定取引契約者について、保存している記録に追加される、以下の新情報を取得した場合、当該法人既存特定取引契約者に対し、任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示の要求をしていますか。</p> <p>① 法人既存特定取引契約者が特定法人に該当するかどうかに関する新情報</p> <p>② 法人既存特定取引契約者（特定法人に限るものとし、当該報告金融機関等が①の新情報を取得したことにより任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示の要求をした場合において当該法人既存特定取引契約者から当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかったときにおける当該法人既存特定取引契約者を含みます。）に実質的支配者があるかどうか（※）に関する新情報</p> <p>※ 当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の追加・変更・削除を含みます。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・令第6条の6第1項、第11項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q46-2	<p>Q46-1 の要求をした場合において、任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示がなかったときは、保存している記録により当該法人既存特定取引契約者（令第6条の3第11項に規定する法人既存特定取引契約者に該当するものに限ります。以下、Q46-2において同じです。）に係る実質的支配者に係る住所等所在地国情報があるかどうかを確認し、当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国情報があった場合には、各住所等所在地国情報に基づき、当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

	<p>所等所在地国と認められる国又は地域を、それぞれ特定していますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・令第6条の6第11項</p>	
Q47-1	<p>令第6条の3第13項（Q19-5）の特定手続又は令第6条の6第11項若しくは第12項（Q46若しくはQ47）の再特定手続（令第6条の6第13項（Q48）において準用する再特定手続を含みます。）により住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者について、保存している記録に追加される当該特定をした国又は地域と異なることを示す新情報（住所等所在地国情報に限ります。Q47-2において同じです。）を取得した場合には、任意届出書及び居住地国確認書類の提示を要求していますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・令第6条の6第1項、第12項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q47-2	<p>Q47-1による任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示を要求した場合において、その提出及び提示がなかったときは、Q47-1の新情報に基づき、当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定していますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・令第6条の6第12項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q48-1	<p>令第6条の3第14項（Q19-3の※）の特定手続により住所等所在地国と認められる国又は地域を特定した法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者について、保存している確認記録等に当該特定した国又は地域と異なることを示す新情報（住所等所在地国情報に限ります。Q48-2において同じです。）を取得した場合には、任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提出を要求していますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・令第6条の6第1項、第13項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q48-2	<p>Q48-1による任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示を要求した場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかったときは、Q48-1の新情報に基づいて、当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定していますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・令第6条の6第13項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

Q49-1	<p>令第6条の3第10項（Q18-1 及び Q18-2）の特定手続又は第6条の6第9項若しくは第10項（Q44 及び Q45）の再特定手続により住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした法人既存特定取引契約者について、保存している記録に追加される、報告対象外となる者に該当するかどうかに関する新情報を取得した場合には、当該法人既存特定取引契約者に対し、任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示の要求をしていますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・令第6条の6第1項、第14項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q49-2	<p>Q49-1 の任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示を要求した場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかったときは、当該法人既存特定取引契約者は報告対象外となる者に該当しないものとして、報告事項の提供を行っていますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・令第6条の6第14項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

○ 手続期限

No.	確認内容	確認結果
Q50	<p>Q35 から Q49 までの再特定手続を実施する基因となる新情報を取得した場合等に該当することとなった場合には、それらの場合に該当することとなった日の属する年の12月31日又はその該当することとなった日から3月を経過する日までに、以下の再特定手続の区分に応じてそれぞれ以下の手続を実施していますか（※）。</p> <p>① Q36 及び Q44 から Q49 までの再特定手続 任意届出書の提出及び居住地国確認の提示の要求</p> <p>② Q36 及び Q44 から Q48 までの再特定手続 ①の任意届出書の提出及び居住地国確認の提示の要求をし、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかった場合には、住所等所在地国と認められる国又は地域の特定</p> <p>③ Q35、Q37 から Q43 までの再特定手続 住所等所在地国と認められる国又は地域の特定</p> <p>※ なお、Q51 及び Q52 の契約に該当する場合には、Q50に記載する期限ではなく、それらの質問に記載する期限が適用されます。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・法第10条の5第6項、第7項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q51	平成28年12月31日（又は該当日）以前に個人（特定組合員等である個人	<input type="checkbox"/> はい

	<p>を除きます。)が報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行った特定取引に係る契約 (Q51 において「個人既存特定取引契約」といい、同日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が1億円を超えるものに限ります。)について、Q41 から Q43 までの再特定手続を実施する基因となる新情報を取得した場合に該当することとなった場合には、当該新情報の取得の日からそれぞれ3月を経過する日までに、それらの質問の再特定手続を実施していますか。</p> <p>【参照条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第10条の5第6項、第10条の5第7項、令第6条の6第17項第1号、第6条の12 	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q52	<p>個人既存特定取引契約 (平成28年12月31日 (又は該当日) における特定取引に係る特定取引契約資産額が1億円以下であるものに限ります。) で平成29年以後 (又は該当日の属する年の翌年以後) の各年の12月31日において報告金融機関等との間で締結しているものに係る当該各年の12月31日における特定取引契約資産額が平成29年12月31日 (又は該当日から1年を経過する日) 以後最初に1億円を超えることとなった場合における当該個人既存特定取引契約について、その最初に超えることとなった日の属する年の翌年12月31日までにQ39 の再特定手続を実施していますか。</p> <p>【参照条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第10条の5第6項、第10条の5第7項、令第6条の6第17項第2号、第6条の12 	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

○ 適用関係

Q53	<p>Q35 から Q49 までの再特定手続については、令和4年1月1日以後に当該再特定手続を実施する基因となる新情報を取得した場合等に該当する場合に実施していますか。</p> <p>【参照条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税法等の一部を改正する法律 (令和2年3月31日法律第8号) 附則第132条第4項 	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
-----	---	---

5 その他の規定

その他の規定に関する事項

No.	確認内容	確認結果
Q54	<p>令第6条の3第10項から第13項まで（Q18及びQ19）及び第22項（Q56）の場合を除き、以下の方法の区分に応じ、回答報告金融機関等との間で営業所等を通じて特定取引に係る契約（※）を締結している個人既存特定取引契約者又は法人既存特定取引契約者（以下、Q54において「既存特定取引契約者」といいます。）に係る以下の契約（法人既存特定取引契約者にあつては、①の契約に限ります。以下、Q54において「合算対象特定取引契約」（※）といいます。）があるかどうかを確認し、当該既存特定取引契約者に係る合算対象特定取引契約があることが確認された場合には、当該既存特定取引契約者に係る特定取引契約資産額は、当該特定取引に係る契約及び当該合算対象特定取引契約に係る特定取引契約資産額の合計額としていますか。</p> <p>① 当該回答報告金融機関等の保有する特定取引データベースを検索する方法</p> <p>イ 当該回答報告金融機関等との間で締結している他の特定取引に係る契約</p> <p>ロ 当該回答報告金融機関等（法人に限ります。ロにおいて同じです。）と他の法人との間に以下の関係がある場合における当該他の法人（報告金融機関等及び外国の法令に準拠して設立された法人で外国報告金融機関等以外のもののうち報告金融機関等に類するものに限ります。）との間で締結している特定取引に係る契約</p> <p>（イ）いずれか一方の法人が他方の法人を直接又は間接に支配する関係</p> <p>（ロ）同一の者が当該回答報告金融機関等及び当該他の法人を直接又は間接に支配する関係</p> <p>② 当該回答報告金融機関等の特定業務担当者から聴取する方法</p> <p>イ 当該回答報告金融機関等との間で締結している他の特定取引に係る契約</p> <p>ロ 当該個人既存特定取引契約者が実質的支配者に該当する法人が回答報告金融機関等と締結している特定取引に係る契約</p> <p>※ 回答対象報告金融機関等との者との間で締結している他の特定取引のほか、回答対象報告金融機関等と複数の者との間で締結している他の特定取引（例：いわゆる共同保有口座）が含まれます。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・令第6条の3第19項から第21項まで、第6条の6第16項、規第16条の3第8項、第9項、第16条の6第1項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

	・犯収規第 11 条第 2 項	
Q55	<p>特定取引契約資産額（※ 1）について、外国通貨で表示された資産がある場合には、外国通貨で表示された金額を、その年の 12 月 31 日（※ 2）における外国為替の売買相場により、本邦通貨表示の金額に換算した金額としていますか。</p> <p>※ 1 特定取引に係る契約に係る資産の価額とされ、当該契約が 2 以上の者と回答報告金融機関等との間でその営業所等を通じて締結されている場合（例：いわゆる共同保有口座）には、当該特定取引に係る契約に係る特定取引契約資産額は、当該特定取引に係る契約に係る資産の価額となります。</p> <p>※ 2 Q20 の保険契約等に係る特定手続の特例の適用がある場合にあっては、当該特例の要件のいずれにも該当しないこととなった日、Q22 の一定期間取引等がない特定取引に係る特定手続の特例の適用がある場合にあっては、Q22-1①の取引又は②の通信を行うこととなった日となります。</p> <p>【参照条文】 ・令第 6 条の 3 第 24 項第 3 号、規第 16 の 3 第 12 項、第 13 項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q56	<p>上述の（再）特定手続（「3 特定手続」又は「4 再特定手続」）により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域（外国に限ります。）の特定をした場合において、保存している記録に、当該特定対象者の生年月日及び外国納税者番号等がないときは、当該特定をした日（同日において当該特定した国又は地域が報告対象国に該当しない場合にあっては、当該特定をした国又は地域が報告対象国に該当することとなった日）から 2 年を経過するまでの日までの間、少なくとも年 1 回、特定取引を行った者に対して、電話、返送を求める書面の送付その他の方法により、これらの情報を取得するための措置をとっていますか。</p> <p>【参照条文】 ・令第 6 条の 3 第 22 項、第 6 条の 5 第 6 項、第 6 条の 6 第 16 項、規第 16 条の 3 第 10 項、第 11 項、第 16 条の 6 第 1 項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q57	<p>特定取引を行った者若しくはその関係者又は回答報告金融機関等が、当該特定取引に係る報告事項の提供の回避を主たる目的の 1 つとして当該報告事項に係る行為等を行った又は当該報告事項に関し通常行われると認められる行為等を行わなかった場合には、それぞれ当該行為等がなかった又はあったものとしていますか。</p> <p>【参照条文】</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

	・法第 10 条の 7	
--	-------------	--

6 報告事項の提供

(1) 報告事項に関する事項

No.	確認内容	確認結果
Q58	<p>報告の対象となる特定取引を行った者は、報告対象外となる者（※）以外の者としていますか。</p> <p>※ 令和4年1月1日以後の各年の12月31日において回答報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者が締結している報告対象契約に係る報告事項の提供については、規第16条の12第1項に規定する「外国政府又は外国の地方公共団体に準ずるもの」も報告対象外となる者となります。</p> <p>【参照条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第10条の6第1項、令第6条の14第1項、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年4月8日政令第143号）附則第2項、規第16条の12第1項、第2項 	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q59	<p>報告対象契約は、特定取引に係る契約のうち、以下のものとしていますか。</p> <p>① 特定居住地国が報告対象国である者が締結しているもの</p> <p>② 特定居住地国が報告対象国以外の国又は地域である特定法人で、当該特定法人に係る実質的支配者の特定居住地国が報告対象国である特定法人が締結しているもの</p> <p>③ 令第6条の3第5項又は第9項の規定（Q15-5 又は Q17-3）（令第6条の6第5項又は第8項の規定（Q38 又は Q43）において準用する場合を含みます。以下、Q59において同じです。）による任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかった場合におけるそれらの項に規定する個人既存低額特定取引契約者又は個人既存高額特定取引契約者の締結する特定取引に係るもの（不記録口座）</p> <p>【参照条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第10条の6第2項、令第6条の14第3項 	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q60	<p>報告事項については、報告対象契約ごとに、以下の場合の区分に応じ、以下の項目が全て網羅されていますか。</p> <p>① Q59①及び②の契約に該当する場合 次の事項</p> <p>イ 当該報告対象契約に係る特定取引を行った者（※）の氏名、住所及び生年月日又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地（回答報告金融機関等が保有している場合に限り。）</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

※ 以下の場合には、それぞれ以下のものとなります。

i 特定取引を行った者が特定組合員等である場合 (ii の場合を除きます。) 当該特定組合等に係る組合等

ii 特定取引を行った者が遺産法人等である場合 当該遺産法人等に係る被相続人

ロ 当該報告対象契約に係る特定取引を行った者 (特定信託受託者である場合には、特定信託受託者。以下ロにおいて同じです。) の特定居住地域の名称及び当該特定居住地域 (外国に限ります。) において当該特定取引を行った者の納税者番号がある場合には、当該納税者番号 (回答報告金融機関等が保有している場合に限ります。)

ハ 当該報告対象契約に係る特定取引を行った者が、特定居住地域が報告対象国である実質的支配者を有する特定法人である場合、当該実質的支配者に係るイ及びロの事項

ニ ハの場合において、ハの特定法人が内国法人であるときは、当該特定法人の法人番号 (当該特定法人が法人番号を有する場合に限ります。)

ホ 当該報告対象契約に係る特定取引が令第6条の8第1号トに掲げる信託に係る契約の締結である場合には、特定居住地域が報告対象国である当該信託の受益者に係るイ及びロの事項

ヘ 回答報告金融機関等が当該報告対象契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号

ト その年の12月31日における当該報告対象契約に係る資産の価額 (※)

チ その年における当該報告対象契約に係る資産の運用、保有又は譲渡による収入金額 (※) 及びその種別

リ ト及びチの事項の金額を表示する通貨の種類

ヌ その他参考となるべき事項

② 報告対象契約が [Q59③](#) の契約である場合 次の事項

イ ①イの事項

ロ 当該報告対象契約が法第10条の6第2項第3号に掲げる契約 (不記録口座) に該当する旨

※ 外国通貨で表示されたものにあつては、外国通貨で表示された金額又は外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示に換算した金額とする。この場合において、外国通貨の本邦通貨への換算は、その年の12月31日 (報告対象契約に係る資産の運用、保有又は譲渡による収入金額にあつては、その年の12月31日又はその支払の確定した日) における外国為替の売買相場により行います。

	<p>【参照条文】</p> <p>・法第10条の6第1項、規第16条の12第3項、第5項、第6項</p>	
Q61	<p>その年中に報告対象契約が終了した場合には、Q60①（上を除きます。）の事項及び報告対象契約の終了の事実を報告対象項目としていますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・法第10条の6第1項、第3項、令第6条の14第4項、規第16条の12第4項</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

(2) 手続期限

No.	確認内容	確認結果
Q62	<p>報告対象契約ごとに、Q60又はQ61の報告事項を、その年の翌年の4月30日までに、e-Taxを使用して送付する方法等によって、回答報告金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提供していますか。</p> <p>【参照条文】</p> <p>・法第10条の6第1項、規第16条の12第7項から第9項まで</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

7 記録の作成・保存

記録の作成・保存に関する事項

No.	確認内容	確認結果
Q63	<p>新規届出書、任意届出書又は異動届出書（以下、「記録の作成・保存に関する事項」において「届出書等」といいます。）の提出を受けた場合、以下の事項に関する記録を、文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（以下、「記録の作成・保存に関する事項」において「文書等」といいます。）を用いて作成していますか。</p> <p>① 当該届出書等の提出を受けた年月日</p> <p>② 当該届出書等に記載された事項（当該届出書等を文書等を用いて記録に添付する場合は除きます。）</p> <p>③ 任意届出書の提出を受けた場合には、その際に提示を受けた居住地国確認書類の種別</p> <p>④ 当該届出書等の提出が、令第6条の3第5項、第9項若しくは第11項（Q15-5、Q17-3若しくはQ19-3）若しくは法第10条の5第7項の規定において準用する同条第6項の規定（Q36-1、Q44-1、Q45-1、Q46-1、Q47-1、Q48-1若しくはQ49-1）による任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示又は同条第6項の規定（Q28-1、Q29-1、Q30-1若しくはQ32-1）による異動届出書の提出の要求によるものである場合には、その旨</p> <p>⑤ 報告事項を提供した年月日及びその報告事項</p> <p>⑥ その他参考となるべき事項</p> <p>【参照条文】</p> <p>・法第10条の8第1項、規第16条の13第1項、第2項第1号、第5号、第7号</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
Q64	<p>法第10条の5第2項の特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定を行った場合、以下の事項に関する記録を、文書等を用いて作成していますか。</p> <p>① 令第6条の3第5項、第9項又は第11項の規定による（Q15-5、Q17-3又はQ19-3）任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示の要求に関する以下の事項</p> <p>イ 当該要求を行った年月日及び行った手続の内容</p> <p>ロ 当該要求を行った法第10条の5第2項の既存特定取引を行った者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地</p> <p>ハ 回答報告金融機関等がロの特定取引を行った者に係る当該特定取引に係る契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当

	<p>二 当該要求を行った場合において、当該任意届出書の提出及び当該居住 地国確認書類の提示がなかったときは、その旨</p> <p>② 住所等所在地国と認められる国又は地域の特定に関する以下の事項</p> <p>イ 当該特定を行った年月日及び行った手続の内容</p> <p>ロ 当該特定を行った特定取引に係る特定対象者の氏名又は名称及び住 所又は本店若しくは主たる事務所の所在地</p> <p>ハ 回答報告金融機関等が当該特定を行った特定取引に係る契約を識別 するために用いる番号、記号その他の符号</p> <p>ニ 当該特定が行われた場合には、当該特定が行われた国又は地域の名 称及びその特定の基礎となった情報</p> <p>ホ 当該特定が行われなかった場合には、その旨（不記録口座に該当す る場合には、その旨）</p> <p>③ 報告事項を提供した年月日とその報告事項</p> <p>④ その他参考となるべき事項</p> <p>【参照条文】</p> <p>・法第 10 条の 8 第 1 項、規第 16 条の 13 第 1 項、第 2 項第 2 号、第 5 号、第 7 号</p>	
Q65	<p>法第 10 条の 5 第 6 項の特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は 地域の特定に関する以下の事項に関する記録を、文書等を用いて作成してい ますか。</p> <p>① 法第 10 条の 5 第 6 項の規定（Q28-1、Q29-1、Q30-1 又は Q32-1） による異動届出書の提出の要求に関する以下の事項</p> <p>イ 当該要求の基因となった新情報を取得した年月日その他新情報に該 当することとなる事情の詳細</p> <p>ロ 当該要求を行った年月日及び行った手続の内容</p> <p>ハ 当該要求を行った法第 10 条の 5 第 6 項の届出書等を提出した者の 氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地</p> <p>ニ 回答報告金融機関等がハの届出書等を提出した者に係る特定取引に 係る契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号</p> <p>ホ 当該要求を行った場合において、当該異動届出書の提出がなかった ときは、その旨</p> <p>② 法第 10 条の 5 第 6 項の規定による特定対象者の住所等所在地国と認 められる国又は地域の特定に関する以下の事項</p> <p>イ 当該特定を行った年月日及び行った手続の内容</p> <p>ロ 当該特定を行った特定取引に係る特定対象者（①ハの届出書等を提 出した者を除きます。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主た る事務所の所在地</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 非該当</p>

	<p>ハ 当該特定が行われた場合には、当該特定が行われた国又は地域の名 称及びその特定の基礎となった情報</p> <p>ニ 当該特定が行われなかった場合には、その旨</p> <p>③ 報告事項を提供した年月日及びその報告事項</p> <p>④ その他参考となるべき事項</p> <p>【参照条文】</p> <p>・法第 10 条の 8 第 1 項、規第 16 条の 13 第 1 項、第 2 項第 3 号、第 5 号、第 7 号</p>	
Q66	<p>法第 10 条の 5 第 7 項において準用する同条第 6 項の特定対象者の住所等 所在地国と認められる国又は地域の再特定に関する以下の事項に関する記録 を、文書等を用いて作成していますか。</p> <p>① 法第 10 条の 5 第 7 項において準用する同条第 6 項の規定（Q36-1、Q44-1、Q45-1、Q46-1、Q47-1、Q48-1 又は Q49-1）による任意届出書 の提出及び居住地国確認書類の提示の要求に関する以下の事項</p> <p>イ 当該要求の基因となった新情報を取得した年月日その他新情報に該 当することとなる事情の詳細</p> <p>ロ 当該要求を行った年月日及び行った手続の内容</p> <p>ハ 当該要求を行った者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主た る事務所の所在地</p> <p>ニ 回答報告金融機関等がハの者に係る特定取引に係る契約を識別する ために用いる番号、記号その他の符号</p> <p>ホ 当該要求を行った場合において、当該任意届出書の提出及び当該居 住地国確認書類の提示がなかったときは、その旨</p> <p>② 法第 10 条の 5 第 7 項において準用する同条第 6 項の規定による特定 対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定に関する以下の 事項</p> <p>イ 当該特定の基因となった新情報を取得した年月日その他新情報に該 当することとなる事情の詳細</p> <p>ロ 当該特定を行った年月日及び行った手続の内容</p> <p>ハ 当該特定を行った特定取引に係る特定対象者（①ハの特定取引を行 った者を除きます。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる 事務所の所在地</p> <p>ニ 回答報告金融機関等が当該特定を行った特定取引に係る契約（①二 の特定取引に係る契約を除きます。）を識別するために用いる番号、記 号その他の符号</p> <p>ホ 当該特定が行われた場合には、当該特定が行われた国又は地域の名 称及びその特定の基礎となった情報</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 非該当</p>

	<p>へ 当該特定が行われなかった場合には、その旨（不記録口座に該当する場合には、その旨）</p> <p>③ 報告事項を提供した年月日及びその報告事項</p> <p>④ その他参考となるべき事項</p> <p>【参照条文】</p> <p>・法第10条の8第1項、規第16条の13第1項、第2項第4号、第5号、第7号</p>	
Q67	<p>Q63 から Q66 までの事項のうち、法第10条の7の規定（Q57 の報告事項の提供の回避を主たる目的とする行為等があった場合の特例）の適用に係るものがある場合には、以下の事項に関する記録を、文書等を用いて作成していますか。</p> <p>① 当該事項につき、法第10条の7の規定の適用がないものとした場合における Q63 から Q66 までの事項</p> <p>② 当該事項に係る特定行為（法第10条の7第1項の規定によりなかったものとされた行為又は同条第2項の規定によりあったものとされた行為を行わなかったことをいいます。②において同じです。）の内容及び当該特定行為が同条第1項又は第2項の（報告事項の提供の回避を）主たる目的の1つとして行われたものであることについての事情の詳細</p> <p>【参照条文】</p> <p>・法第10条の8第1項、規第16条の13第1項、第2項第6号</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 非該当</p>
Q68	<p>Q63 から Q67 までの作成した記録について、以下の取引の区分に応じて、それぞれの日の属する年の翌年から5年間、保存していますか。</p> <p>① ②以外の特定取引 当該特定取引に係る契約が終了した日</p> <p>② 令第6条の8第1号ハ又はへの特定取引（無尽に係る契約及び保険契約又は共済に係る契約に基づく年金、満期保険金、満期返戻金、解約返戻金又は満期共済金の受取） 当該特定取引が行われた日</p> <p>【参照条文】</p> <p>・法第10条の8第2項、規第16条の13第3項</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 非該当</p>